

## 国際会計基準の位置づけと税務会計の意義

経営学博士

浦野晴夫

### 1 問題の所在——意思決定会計の利害調整会計領域への侵入

「会計の祖先は『筆記する』とか『正確に写し取る』という意味の『スクリプト (script)』という言葉」であり、「会計は記録が中心で、歴史的な事実を記録するのがその本質であった」<sup>(1)</sup>。そこで井尻雄士教授は、「歴史的事実しか許さないという昔の SEC の態度に沿った会計を『実測会計』、予測もどんどん入れるべしという新しい SEC の態度に沿った会計を『予測会計』」と呼び、1929 年の大恐慌から IT バブル崩壊に至る「会計の最大の変化は実測会計から予測会計に移ったこと」とし、「会計の二つの大きな目的はその生み出す情報が財の分配という利害関係調整（そのための会計が『利害調整会計』）と財の生産に役立つ情報の提供（そのための会計が『意思決定会計』）で、前者は会計責任を基盤に出来上がったもので法律制度におけると同じように客観的なデータが大変重要であるが後者は全員がすべて財の生産という目的のために共同して活動をしているので主観的なデータであってもどんどん使って良い」とする。そして野球を例に、前者を「審判の使う会計」、後者を「監督の使う会計」になぞらえ、「審判は対抗する 2 つのチームの勝ち負けを判定するので出来るだけ客観的なデータに基づいて判断しなければならないが、チームの監督は、チームの成績を上げることが出来るならどんなに主観的なデータを使っても良い」とし、利害調整会計も意思決定会計もどちらも会計の大事な分野であるため、どちらが正しいかということではなく、「利害調整目的のためには実測会計と数字の『信頼性』が適しており、意思決定目的には予測会計と数字の『合

目的性』が適している」とする。

そして予測会計の「利益の先取り」を4段階に分け、一番度の軽い「一次先取り」は受取勘定における貸倒れを予測するものであり、「二次先取り」は「未来の販売価格（＝来価）のうち当期の市価の中で『来価』に一番近いものを認識する有価証券や金融商品等の時価であるがその予測は実際の『来価』と相当差の出る可能性が高く、市場価格も市場によって異なったりするので客観性が損なわれる」とする。次いで「三次先取り」は、「'70年代にSECが打ち出した埋蔵物認識会計（reserve recognition accounting→RRA）〔石油会社などで油田を掘り当てた時点でその油田の埋蔵量を推測しそれから将来上がるネット・キャッシュフローの予測額の現在価値を一挙に石油会社の資産とし、また掘り当てた期間の利益として認識しようという案〕（ただしこれは「業界からの大反対で撤回されたが、油田の現在価値計算はいまも石油会社の財務諸表の脚注で開示することが要求され、金融商品やエネルギー契約などで市価の明確なものがない場合にすでに認められている）」の段階に進み、「『四次先取り』になると、“企業の価値”の計算となりドット・コム会社などで有力なアイデアだけで新企業が設立されたが材料も未だ買っておらず、あるのはアイデアという無形固定資産のみという状態の時、RRAと同じように予測されたキャッシュ・フローの現在価値計算をやり、会社の株価に株数を掛けたマーケット・キャピタリゼーションの価額を推定」、そこでは「マーケット・キャピタリゼーションと資本勘定の簿価の差を自己開発のれんと考え、それを資産に入れると同時に利益剰余金に計上しのれんの前期との差を当期の損益に入れて“四次先取り”そのものに至る」。そこでM & A（企業の買収・合併）等で運用資金の利回りの最大化を図るアメリカの巨大投資銀行のビジネスモデルも生まれたが、そのモデルによる「利益の先取り」はバブルを招き、現実に機能する資本ではない株価等で表される擬制資本を「企業の価値」とする「予測会計」が国際会計基準として展開、「唯一の高品質なグローバル会計基準」としてそれへのコンバージェンス（収斂）を世界に迫っている。

しかし国際会計基準が意思決定会計の領域に止まっていればあまり問題も生

じないが、利害調整会計も巻き込んで「収斂」を迫るとなると、サブプライムローンのような略奪的貸付も組み込む証券化の「意思決定」で、恩恵を受ける側（投機的投資家等）と被害を蒙る側（長期的に企業を見守る株主や債権者、too big to fail—大きすぎて潰せない—金融機関を救済する公的資金を負担する納税者等）の調整は難しくなる。そこで、リスクを回避しバブルを抜けて金融危機を招いた「利益を先取りする予測会計」を利害調整視点のある税務会計の立場で考えてみたい。

## 2 リスクを回避する「利益の先取り」

英国の「資産の認識中止の一般原則を定める財務報告基準（FRS）5号『取引の実質の報告』は資産に内包するリスクと経済価値を1つの単位（unit）として不可分なものと考え」、「すべての重要なリスクと経済価値が移転することを資産の認識中止の基本要件」とするリスク経済価値アプローチから、「譲渡人が譲渡資産の劣後部分等の保有を通じて譲渡資産にかかる重要なリスクと経済価値を実質的に有する場合（par. 23）等は資産の認識中止を認めない<sup>(4)</sup>」。このアプローチでは、「民間資本の機関だが政府の監督を受け市場では連邦政府に準ずる信用力を持つ米政府支援機関（GSE）の米連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）や米連邦住宅貸付抵当公社（フレディマック）<sup>(5)</sup>」が「ある金融資産のプールを取得しそのプール中の優先受益権を売却し劣後受益権を引続き保有する場合は元の金融資産が資産として残る」ため元の金融資産のリスクも残るが、財務構成要素アプローチ（米財務会計基準140号7項）では元金や利子の一部でもその支配が第三者に移転すればオフバランスできるため、「劣後受益権の公正価値のみが資産計上される<sup>(6)</sup>」だけでリスクは大幅に軽減される。したがって「元本部分と利子部分を分離して流動化したり債権又は金利の一部を譲渡する時代の要請に適合<sup>(7)</sup>」する財務構成要素アプローチとは、債権を優先劣後の証券化商品に組成しリスクを回避しながら未回収の利益を「実現」させるアプローチと言える。わが国の債権流動化では、「指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知し又は債務者の承諾」を要し（民法467①）債務者対抗要件の充

〈シンポジウム〉

## 会計基準の国際化と税務会計

総 合 司 会

神森 智（松山大学）

はしがき

本稿は、平成21年10月4日、税務会計研究学会第21回大会統一論題「会計基準の国際化と税務会計」における研究報告に基づいて行われたシンポジウムの発言録である。

このシンポジウムにおける報告者は、次の通りである（報告順）。

浦野 晴夫（元立命館大学） 齋藤 真哉（横浜国立大学）

中田 信正（愛知工業大学） 畑山 紀（札幌学院大学）

また、質問者は、次の通りである（発言順）。

富岡 幸雄（中央大学） 安藤 英義（専修大学）

相京 溥士（税理士） 末永 英男（熊本学園大学）

右山昌一郎（税理士） 成道 秀雄（成蹊大学）

河崎 照行（甲南大学）

司会（神森 智（松山大学）） 本日は、税務会計研究学会の第21回大会の統一論題「会計基準の国際化と税務会計」について、4先生からのご報告内容に関して討論をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

今回は、昨年までと違った統一論題の立て方をいたしました。それは、従来とは異なり、サブテーマを設けず、報告者全員に同一のテーマでのご報告をいただくという方式です。したがって、一つのご質問について、報告者の全員からご意見をお伺いできることになり、討議の方式もまた変わってくるのかと思います。

さて、先生方から頂戴しましたご質問状をこちらで整理をさせていただき、便宜、総論的な問題と各論的な問題とに分けさせていただき、総論的問題としては、IFRSを巡る問題を取り上げることとし、「IFRS等の原点」、「IFRSと会社法の一般に公正妥当と認められた企業会計の慣行」及び「IFRSと税務会計の関係」の三者について取り上げさせていただくことといたします。また、「時価会計の問題」、「未実現損益の問題」、「確定決算基準と損金経理の問題」及び「中小企業会計と税務会計の問題」につきましては、各論的問題としてご検討をいただきたいと思います。

## 1 報告要点の説明

**司会** それでは、例に倣いまして、まずは、昨日のご報告につきまして、要点のご説明をお願いします。まず、浦野先生からどうぞ。

**浦野晴夫（元立命館大学）** 会計には利害調整会計と意思決定会計があると思うのですが、近年は意思決定会計が利害調整会計の領域に侵入し、財務会計とも言われる利害調整会計を乗っ取ってしまった。それがIFRSではないか。これが私の考えです。

わが国の企業会計原則はイギリスの伝統的な「予想の利益は計上すべからず、予想の損失は漏らすべからず」という保守主義（安全性の原則）を引き継ぎ、客観的データが不可欠な単一性の原則も掲げる利害調整会計ですが、米財務会計基準審議会（FASB）の影響力が強い国際会計基準審議会（IASB）のIFRSは、主観的なデータも多く使って利益を先取りする予測会計で、意思決定会計と考えられます。この意思決定会計はサブプライムローンも組み込んだ証券化商品の販売等でリスクを回避しながら「予想の利益」、例えば住宅含み

益の現金化を図り、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）などで負担しきれないリスクを負った金融機関に「大きすぎて潰せない」と公的資金で支える会計制度を整えたように思います。特にノンリコースローン（返せなくなったら担保物件を渡せばお終いという借り方）を含む“債権（とりわけ住宅ローン）の流動化”ではFASBの財務会計基準（FAS 140）は、融資の財務構成要素（元本、利息、回収コスト、信用リスク等）を分解してその一部でも売却すればオフバランスできる財務構成要素アプローチを示し1930年代大恐慌から学んだ銀証分離（グラス・スティーガル法）の廃棄にも威力を発揮、アメリカの住宅ローンは小規模の貸し手から大手の貸し手（とりわけ米政府支援機関GSE）に売却され、GSE等は、融資の財務構成要素を優先劣後構造の証券化商品に組成し、リスクを軽減（回避）して「利益を先取り」する「金融資産消滅の認識（オフバランス）」でバブルを膨らませました。そのようなオフバランスは国際会計基準の「継続的関与アプローチ」も同じで、そのようにして切り離されたはずの信用リスクは、金融機関傘下のヘッジファンドを経由して金融システムに還流し今回の大不況を招いてしまったのですから、そのようなIFRSを「唯一の高品質なグローバル会計基準」などとは言えないと思います。

もっともIFRSが意思決定会計の領域に止まっていればあまり問題はないのですが、利害調整会計も巻き込んで「収斂」を迫るとなると、証券化等の意思決定で被害を被るステークホルダーとの利害調整は難しく、この点は、公正価値の測定で使われている客観性の度合いに応じたデータや仮説（＝インプット）の各レベルがどのレベルに適しているのかの判断が曖昧で煩雑なために、各社は独自の基準でレベルを2と3に区分しているようですし、レベル3のインプットによることが多いサブプライムローンのCDOもレベル2のインプットがあればそれを優先して使用するとされ、“正常でない”住宅ローンの多くに対する時価会計の適用が銀行の裁量に任されたりしているようですので、そのような「裁量」によって隠蔽される評価損が結局、公的資金（税金）に支援されるということになりますと、その「隠蔽」を招いたFASB主導のIFRS